

日本赤十字社秋田県支部テレビ CM 制作 に関するコンペティション実施要領

1 背景

日本赤十字社では、赤十字の創設者アンリー・デュナンの誕生月であり、日本赤十字社の前身である博愛社が創設された月である5月を「赤十字運動月間」として、赤十字へのご理解・ご協力を呼びかけている。この月間に合わせ、本社制作のテレビCMを全国及び県内の民間放送局にて放送している。また、秋田県支部では、月間に引き続き、当該CMを6、7月も県内の民間放送局にて放送している。

さらに、県民の皆様には赤十字思想の普及を図り、赤十字活動に興味・関心を持っていただくため、秋田県支部でも地域に根差したテレビCMを新たに制作し、放送する。

2 目的

- (1) 地域に根差した赤十字活動の理解・促進を図ること。
- (2) 制作したテレビCMをYouTube等の動画共有サイトへ投稿し、30代以下の若年層にもリーチし、これまで赤十字活動にあまり参加していない年齢層への啓発を図る。

3 本コンペティションに参加することができない者

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (3) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を防げた者
- (4) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- (5) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 国、秋田県又は日本赤十字社から入札公告の日から開札の日までの間に指名停止措置を受けている者

4 制作（提案）依頼内容

- (1) テレビCM 15秒・30秒（各1本）

※テーマ①奉仕団員募集、②活動資金（特に法人向け）募集のどちらかを選択し、県民を対象とした内容とすること。制作にあたり秋田県支部が所有する素材が必要な場合は、当方から提供することも可能であること。

参考資料：日本赤十字社秋田県支部ホームページ

①奉仕団 <https://www.jrc.or.jp/chapter/akita/volunteer/>

②活動資金 <https://www.jrc.or.jp/chapter/akita/contribute/>

※上記 CM は県内の民間放送局 1 社以上にオンライン送稿できるようにすること。対応できない場合、XD カム等（ハード素材）が必要となること。

(2) 上記 CM を DVD へ収録 100 枚

(3) 上記 CM を用いた PR 方法

(例) A・B・C 放送局：各〇本放送、D 社：SNS へ投稿、
E 施設：大型モニターにて放映

(4) 上記 (1) ～ (3) は令和 4 年 6 月末までに納品すること。

5 予算

本企画に関する費用は 1,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

6 参加表明

本コンペティションに参加しようとする者は、下記により参加表明するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 会社概要（様式自由、ただし A 4 版とする）

※会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先の記載があるもの。

ウ 誓約書（様式 2）

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和 4 年 4 月 14 日（木）午後 5 時まで

イ 担当部署 〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5

日本赤十字社秋田県支部総務課 Tel 018-864-2731、

Fax 018-864-6852、E-mail: info@akita.jrc.or.jp

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）によること。郵送の場合は、必ず電話にて受領を確認すること。

7 企画提案書の提出者の選定

(1) 参加表明書を提出したものが 4 者を超えた場合は書類審査を行い、

概ね4者を選定する。

(2) 選定された者及び選定されなかった者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定された者に対しては企画提案書の提出を要請する。(4月22日(金)頃の予定)

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出日時 令和4年5月17日(火)午後2時
- (2) 提出場所 秋田県社会福祉会館9階 第4会議室
- (3) 提出部数 企画提案書および工程表については正本1部、副本6部とする。
また見積書も同様とする。
- (4) 提出方法 持参
- (5) 作成要領 企画提案書等の提出書類は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。提出書類はファイリング・製本等はせず、複数ページにわたるものは、左上1箇所をホチキス等で止めること。
 - ア 企画提案書(様式自由)
企画提案を求める具体的内容は以下のとおりとする。
 - (ア) 業務の実施方針(コンセプト)
 - (イ) CMの内容、広報PR方法
 - (ウ) 業務(作業)スケジュール
 - (エ) 業務の工夫点
 - (オ) 業務体制
 - (カ) 過去3年の類似業務実績
 - イ 見積書(様式自由、ただしA4版とする)
見積内容のそれぞれについて、内訳の分かるように見積もること。
また、金額は税抜きとし、税込み額を括弧書きすること。
- (6) その他 不明な点がある場合は質問書(様式3)により行い、質問書の提出は、電子メールによるものとし、提出期限は、令和4年4月28日(木)午後5時までとする。提出された質問に対する回答は、5月11日(水)午後5時までとする。

9 企画提案書の審査

(1) 審査日時

審査は、企画提案書の内容に基づいたプレゼンテーション(15分以内)により行うこととし、実施日時等は上記8(1)、(2)に同じ。

(2) 選考方法

企画提案書の内容に関する評価は、次の各項目について総合的に行うこととし、プレゼンテーション終了後、審査委員により行う。評価点数の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。また、2番目に高い者を次点候補者に選定することとし、受託候補者が辞退等した場合は次点候補者を受託候補者として繰り上げることとする。なお、合計が同点の場合は、評価項目のうち、企画提案の

内容が高い者を上位とし、企画提案の内容も同点の場合は、審査委員の協議により上位を選定する。

ア 企画提案の内容

イ 業務経費

(3) 特定結果の公表

特定した企業提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、各提案者（その名称を除く。）に関し、５月２０日（金）までに評価点数の合計を日本赤十字社秋田県支部ホームページにて公表する。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限までに参加表明書、企画提案書を提出しない場合
- (2) 企画提案書の提出者として特定された旨の通知を受けなかった場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

11 その他

(1) 参加表明書および企画提案書の作成および提出等本コンペティションに要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類等は返却しない。

(3) 提出された参加表明書および企画提案書は、企画提案書の提出者の選定および企画提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。

(4) 提出書類等は審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出期限以降の参加表明書、企画提案書および見積書の差替えおよび再提出は認めない。

(6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

(7) 業務受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、業務を効率的に遂行する上で必要と思われる業務については、日本赤十字社秋田県支部と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(8) CMの著作権は委託者（日本赤十字社秋田県支部）に帰属する。